

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿革 (略) <u>平成22年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 15 条 (略)</p> <p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第 16 条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、海外投資(株式等)保険約款第 38 条又は海外投資(不動産等)保険約款第 37 条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。</p> <p>一 外国為替相場の円の変動により 5%以上被保険利益が変動した場合。</p> <p>イ 変更を用いる為替換算率は、保険証券の取得のための対価の額の欄の換算率(この換算率の対象通貨が取得した株式に表示される通貨と異なる場合には、当該取得した株式に表示される通貨に係る換算率を適用する。以下「証券記載の為替換算率」という。)と保険期間の開始の日の毎年の応当日の 2 月前の月の 1 日の外国為替相場との間において被保険者の自由設定とする。</p> <p>ロ 変更後再度の変更をする場合は、変更修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、イと同様に取扱う。</p> <p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 15 条 (略)</p> <p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p>第 16 条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、海外投資(株式等)保険約款第 38 条又は海外投資(不動産等)保険約款第 37 条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。</p> <p>一 外国為替相場の円の変動により 5%以上被保険利益が変動した場合。</p> <p>イ 変更を用いる為替換算率は、保険証券の取得のための対価の額の欄の換算率(この換算率の対象通貨が取得した株式に表示される通貨と異なる場合には、当該取得した株式に表示される通貨に係る換算率を適用する。以下「証券記載の為替換算率」という。)と保険期間の開始の日の毎年の応当日の 2 月前の月の 1 日の外国為替相場との間において被保険者の自由設定とする。</p> <p>ロ 変更後再度の変更をする場合は、変更修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、イと同様に取扱う。</p> <p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p>	

三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。

四 直近の配当金請求権の額（株主総会決議等で金額が確認できるものに限る。）に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が、当初に設定した配当金の額を上回る場合には超過額を上限として、また、下回る場合にはその差額を上限として、配当金の額の変更を認める。

（被保険利益の消滅による解約）

第 17 条

「海外投資（株式等）保険約款第 19 条及び海外投資（不動産等）保険約款第 19 条における「別に定める場合」とは以下のいずれかとする。

一 海外投資（株式等）保険約款第 19 条にあっては、被保険投資の相手方の株式が完全に売却又は譲渡され被保険利益が全て消滅した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合

二 海外投資（不動産等）保険約款第 19 条にあっては被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合

以下、条ずれ。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。

四 直近の配当金請求権の額（株主総会決議等で金額が確認できるものに限る。）に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が、当初に設定した配当金の額を上回る場合には超過額を上限として、また、下回る場合にはその差額を上限として、配当金の額の変更を認める。